

# 第 部

第 部では、代表的な次の2つのアプローチ方法について、事前調査から進出までの具体的な手順や留意すべき事項等を説明する。

- ・ - 1 プロジェクト単位での進出  
(日本のゼネコンに協力して施工管理を行う場合)
- ・ - 2 現地法人や支店等を設立して事業展開

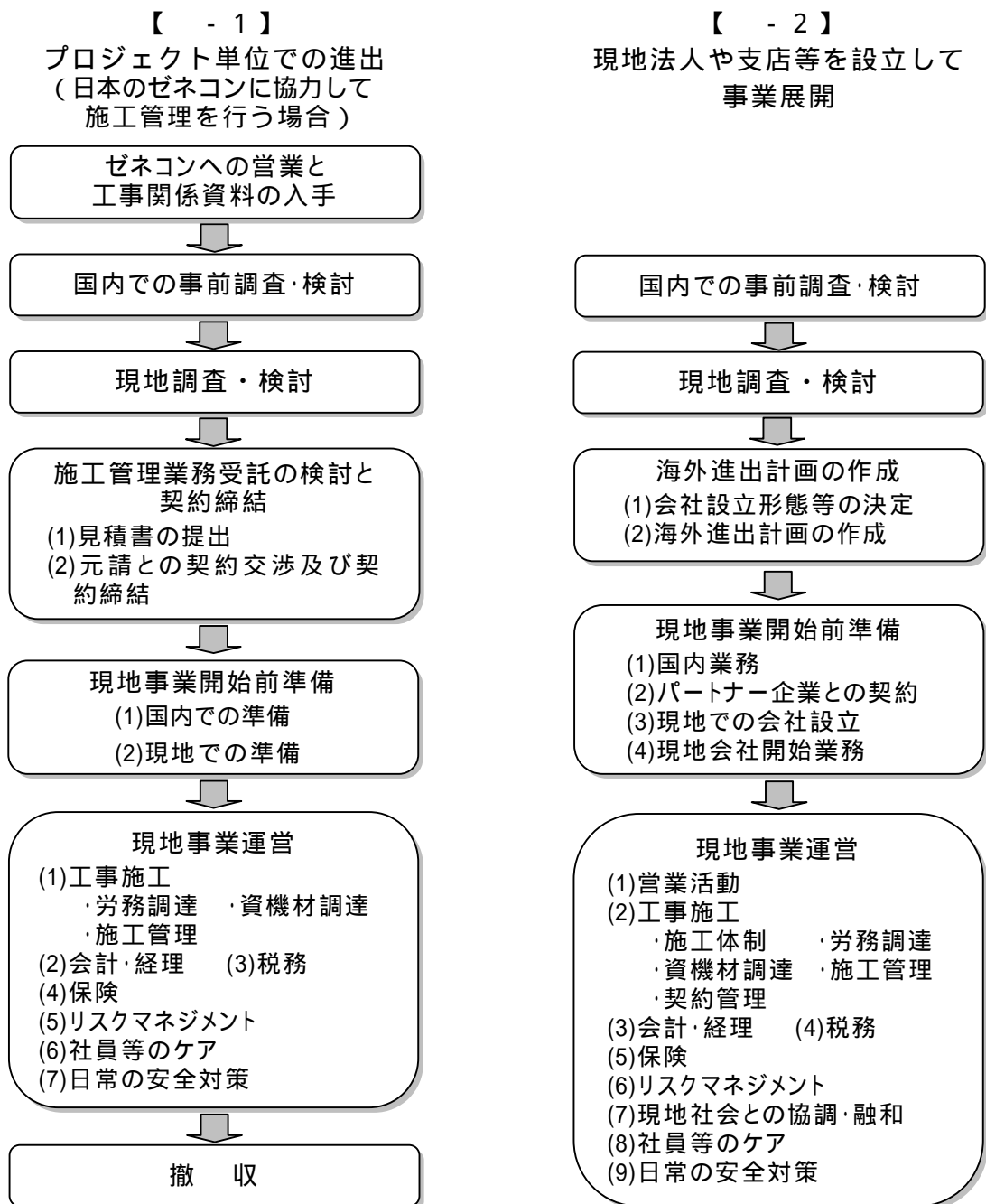


図 海外進出の事前調査から進出までの流れ

## - 1 プロジェクト単位での進出 (日本のゼネコンに協力して施工管理を行う場合)

現在、日本の数多くのゼネコンが海外事業を展開しており、その要請を受けて得意技術を有する地方・中小建設企業も海外に進出している。労務提供型の企業はコスト競争力の点から進出は難しいが、特殊な機械や材料を使った施工並びに施工管理等の技術力を活かして事業展開している企業が多い。

ここでは、現地雇用した作業員によって、工事の施工管理業務を行う場合について説明する。

### 1. ゼネコンへの営業と工事関係資料の入手

自社の技術力を確認した上で、従来より取引関係のある日本のゼネコンに対して、自社の海外進出への意欲を伝え、自社の技術力や施工実績、施工管理体制等について説明する。なお、海外では、日本の工事の場合と同様の、日本の考え方や習慣が通用すると考えてはいけないことに留意する。

ゼネコンから海外工事の施工管理方法の検討や、見積書作成の依頼を受けた場合、併せて仕様書、図面、現場状況に関する説明書、契約条件書等の工事関係資料も提供される。

海外工事の場合、日本の工事と比較して政治、社会、経済等の様々なリスクによる影響が大きいことから、現地事情に関する資料や情報も併せて入手する必要がある。

これらの資料は、国内での事前調査・検討や現地調査・検討を効果的かつ効率的に行うのみでなく、適切な契約や効率的な施工を行うためにも必要である。これらについて理解するとともに、不明な点はゼネコンに確認する。

## 2. 国内での事前調査・検討

### (1) 調査・検討項目

国内において当該プロジェクトの概要や、労務・資機材調達等の工事関連事情について調査・検討を行い、自社として参画することが可能か否かを判断する。

主な調査・検討項目として、次表の項目が挙げられる。

表 国内で調査・検討すべき主な項目

調査・検討項目		主な内容	チェック欄
現地一般事情	政治事情	政治体制、政治的安定度、カントリーリスク	
	経済事情	経済概要(GDP、インフレ率、物価等)、外国企業誘致政策(誘致優遇、規制)	
		為替事情(為替レートの動向、為替管理政策)	
	社会事情	人種、民族、言語、文化、歴史	
生活事情	気候風土、社員等の住居、医療施設、日本食や生活必需品の入手方法、通信、治安		
事業関連事情	建設業に係る制度・法令	建設業許可制度等	
	滞在・就労許認可	外国人の滞在・就労許認可等の手続き	
	税務	法人税、付加価値税、個人所得税、関税等	
	保険	保険制度、保険の種類	
工事関連事情	工事の概要	工事の内容、工事条件、契約内容・条件等	
	元請	元請の概要、経営状況等	
	現地スタッフの雇用	技術者・事務員等の質、募集方法、賃金水準、雇用契約形態、労働時間等	
	労務調達	労働者の質、調達方法、賃金水準、雇用形態、労働時間等	
	資機材調達	現地調達可能資材と調達先、調達方法、海外からの搬入方法・規制・手続き等	

### (2) 調査方法

調査方法として、ゼネコンに確認するほか、「資料集3」の情報参照先や相談窓口、駐日外国公館等を活用して現地の一般事情や事業関連事情の情報収集を行う。

### 3. 現地調査・検討

(1) 調査・検討項目

国内での事前調査・検討の結果、自社が参画することが概ね可能と判断した場合、現地に赴き詳細な調査・検討を行う。

建設工事では、現地に行ってみると国内で入手した資料や情報と異なっている場合が少なくない。国内での事前調査・検討結果を踏まえ、工事現場（予定地）において現場状況や工事条件等を確認する等、工事関連事情を中心に調査・検討する。

主な調査・検討項目として、次表の項目が挙げられる。

表 現地で調査・検討すべき主な項目

調査・検討項目		主な内容	チェック欄
現地一般事情	インフラストラクチャー	電気、ガス、水、交通、通信	
	生活事情	住居、家賃、日本食や生活必需品の入手方法、医療機関、治安状況	
事業関連事情	建設業に係る制度・法令	建設業許可制度等 許認可・登録機関及び担当窓口等	
	滞在・就労許認可	外国人の滞在・就労許認可等の手続き、関係機関及び担当窓口等	
	税務	法人税、付加価値税、個人所得税等の税率、手続き等	
	会計・経理	会計・経理の制度、処理方法等	
	保険制度	建設工事関連の保険、その他	
工事関連事情	工事の概要	工事場所の状況、工事条件、契約内容・条件、施工方法、工程等	
	施工体制	元請の技術者、自社の技術者・作業員、協力会社等	
	施工管理	管理基準、工程・品質・安全等の管理方法、提出書類等	
	現地スタッフ雇用	技術者・事務員等の質、募集方法、雇用契約形態、賃金水準、労働時間、労使関係	
	労務調達	労働人口、労働者の質、調達方法、賃金水準、雇用形態、労働時間、労使関係	
	資機材調達	現地調達可能資材と調達先、調達方法、現地資機材の品質・納期認識等、海外からの搬入方法・規制・手続き等	

(2) 調査方法

調査方法として、第一にはゼネコンの現場事務所に確認を行うほか、「資料集3」の情報参照先や相談窓口、在外公館等を活用する。

また、事業関連事情については、現地事情に精通したコンサルタント、法律事務所、会計事務所等の専門家に確認することが有益である。

## 4. 施工管理業務受託の検討と契約締結

国内での事前調査・検討及び現地調査・検討の結果を基に、施工管理業務受託の検討を行い、見積書の提出及び契約締結を行う。

### 4.1 見積書の提出

元請のゼネコンから提供された工事関係書類を基に、工事内容・条件や契約条件等を踏まえ、施工管理業務を引受けるか否かを検討し、引受けると判断した場合、ゼネコンに見積書を提出する。その際、工事関係書類や現地の事情、契約内容・条件等について不明な点は、再度ゼネコンに確認する。また、海外工事では工事条件の変更や工期遅延、為替変動等のリスクが大きいことから、見積条件としてリスクへの対応について明記する等の対策を講じる。

### 4.2 元請との契約交渉及び契約締結

元請（日本のゼネコン）との契約について、基本的に日本の場合と同様に、業務内容や契約条件、工期、業務委託費の支払期日等について確認する。

海外工事では様々なリスクがあり、大きな影響を被る場合がある。このため、特に以下の点について、元請と調整をすることが重要である。

作業の変更や追加、工期遅延等が発生し、施工管理業務量の増大等につながった場合のコスト負担について。

海外工事特有の為替変動や労務・資材価格の高騰等のリスクについても、その負担方法を明確にする。例えば、取引通貨（日本円、現地通貨等）の設定の仕方によって売上高や利益額が大きく変動する場合がある。このようなリスクへの対応について。

ゼネコンとの交渉の結果合意した契約条件に基づき、ゼネコンと施工管理業務受託の契約を締結し、いよいよ海外進出の第一歩を踏み出すことになる。

## 5. 現地事業開始前準備

### 5.1 国内での準備

海外工事を施工するに当たり、日本国内で下記の事項を行う。

#### (1) 社内体制の整備、確認

海外に派遣する社員の選定及び研修

当該工事における施工体制（協力会社、作業員）に関する確認

工事関係資料や施工計画書等に基づく工事内容・条件、施工管理基準・方法、  
労務調達及び資機材調達の管理方法等の確認

社員の海外勤務手当等給与体系の整備

社員の健康管理<sup>8)</sup>

#### (2) 社員に関する国内での手続き

##### a) 旅券（パスポート）の申請・取得

住民票のある各都道府県の申請窓口（旅券課等）で手続きを行う。

（[http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/toko/passport/pass\\_6.html](http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/toko/passport/pass_6.html)）

##### b) ビザ及び許認可の申請・取得

ビザ（査証）及び許認可（労働許可証（ワークパーミット）、滞在許可証（居留証）等）の種類、取得要件、申請場所（日本、現地）、申請時期（赴任前、赴任後）等は、進出先の国によって異なる<sup>9)</sup>。

詳細については、駐日大使館や領事館に確認する。

##### c) 国外転出届の提出

海外に1年以上滞在する場合、現在住んでいる市区町村役所に国外転出届を提出する。

<sup>8)</sup> 健康管理として、健康診断や予防接種等がある。健康診断は、海外勤務が6ヶ月以上の場合、赴任前及び帰国後の実施が事業者には義務付けられている（労働安全衛生規則第45条の2）。予防接種については、進出先の国によって義務付けられている場合があるので、大使館等に確認が必要である。

<sup>9)</sup> 例えば、インドでは、ビザ及び許認可が赴任前に日本国内で申請・取得できる。中国（Zビザ）では、ビザは赴任前に日本国内、許認可は赴任前に現地で申請・取得できる。ベトナム、フィリピンでは、ビザは赴任前に日本国内、許認可は赴任後に現地で申請・取得できる。マレーシアでは、赴任後に現地でビザ及び許認可を申請・取得できる。（情報参照先：（独）日本貿易振興機構、大使館等）

## - 1 プロジェクト単位での進出

### d) 税の手続き

- ・海外勤務が1年以上の場合、出国までに国内勤務で得た給与は年末調整の対象となるため、出国前に年末調整の手続きを済ませておく。海外勤務が1年未満の場合、出国前の給与と出国後の給与を合わせたものが年末調整の対象となるので、年末に手続きを行う。
- ・住民税については、海外赴任後も前年の住民税について納税する必要があるため、給与からの天引きや一括払い等の方法により納税する。

詳細な手続きについては、所轄の税務署並びに市区町村の税務課に相談する。

### e) 年金の手続き

海外勤務になっても、国民年金や厚生年金、共済年金等は継続することができる<sup>10)</sup>。手続きや納付方法等の詳細については、管轄の年金事務所に確認する。

### f) 保険の手続き

健康保険は通常、勤め先企業の健康保険の被保険者であることが継続される。詳細は、加入している健康保険組合に確認する。

また、併せて渡航者には海外旅行傷害保険等の保険に加入させることが望ましい。

---

<sup>10)</sup> 配偶者も国内と同じ扱いであるが、厚生年金の適用事業所（土木建築業や電気ガス事業等の事業を行い常時5人以上の従業員を使用する事業所（強制適用事業所）、又は年金事務所長等の認可を受けた事業所（任意適用事業所））でない現地法人等に勤める場合は加入者でなくなるため、国民年金に任意で加入することになる。

## 5.2 現地での準備

現地での主な準備作業は次の通りである。これらの準備を的確かつ効率的に行うため、現地に精通した法律事務所、会計事務所、コンサルタント等を活用する。

### (1) 許認可の申請・取得

進出先の国の制度やゼネコンとの契約形態によって異なるが、プロジェクト単位で進出し、ゼネコンに協力して施工管理業務を行うために許認可の取得が必要な場合、申請手続きを行う。

### (2) 社員に関する手続き

#### a) ビザ及び許認可の申請・取得

現地においてビザ（査証）及び許認可（労働許可証（ワークパーミット）、滞在許可証（居留証）等）の申請や取得が必要としている国においては、現地の所轄の役所にて申請、取得する。（日本で申請、取得できる国もある。）

#### b) 税籍登録

基本的に現地で発生する所得については、所轄の税務署に申告納税する義務がある。また、年間の滞在日数が一定以上の場合（日数は国によって異なる。）課税対象額を全世界所得（現地での所得と日本を含めた現地以外での所得の合計）としている国もある。この場合、日本人の給与水準が高いため、高い税率が適用され高額の所得税を納税することになる。このため、税金の一部を会社が負担しているところもみられる。

申告納税の要件や手続き等は国によって異なるため、現地の税務当局や会計事務所等の専門家に確認し、所得申告及び納税を行う。

#### c) 社会保険や健康保険の付保

社会保険や健康保険の付保が義務付けられている国もある。付保の要件や手続き等は国によって異なるため、現地の関係当局や専門家に確認して必要な手続きを行う。

### (3) 当該工事についての元請との確認

工事関係書類や契約書を基に、現場状況や施工内容、施工管理方法（関係法規、管理基準、管理方法、提出書類等）、工程、労務及び資機材の調達状況等について元請のゼネコンに確認する。

### (4) 社員の宿舍の確保等

派遣する社員の宿舍を確保する。また、食事場所や、生活必需品の入手先、病院等について確認する。



## 6. 現地事業運営

### 6.1 工事施工

#### (1) 労務調達

現地スタッフ（技術者、事務員等）については、ゼネコン又は自社が面談を行い、ゼネコンが雇用するのが一般的である。

作業員については、ゼネコンが直接雇用する直僱形式により調達するにしても、自社が面談を行う場合もあり、その際は当該業務への適性や経験等について確認する。また、地元業者及び人材派遣会社と労務契約を結ぶ半直僱形式もある。このため、事前に労務調達の具体的な方法や調達先等について、ゼネコンに確認しておく。

現場乗込み前には、乗込み日や作業員の人数、作業内容・手順等について事前確認を行う。

また施工段階では、作業手順や進捗等について管理する。

#### (2) 資機材調達

自社が施工管理業務を受託している場合、通常、資機材の調達はゼネコンが行う。

資機材調達は、労務調達と同様、施工品質や工事の進捗等に大きく影響するため、工事施工時に迅速に調達できるよう、事前に調達の具体的な方法や調達先、手続き等についてゼネコンに確認しておく。

施工段階では、現場搬入前に、工事の進捗状況等を踏まえ、搬入日や数量等について事前に確認する等の管理を行う。また、不正の温床になりやすいので、在庫管理や納品時の検査を徹底する。

#### (3) 施工管理

施工管理基準は、国や発注者、あるいは個々の工事等により異なる。また、工程や品質、安全等の管理に関する考え方や方法が、日本と大きく異なる場合もみられる。このため、施工管理では日本的な常識、慣行等を前提に考えるのではなく、現地の事情を踏まえ、現地スタッフや作業員を丁寧に指導しながら管理することが肝要である。

以下に工程、品質、安全・衛生の管理における主な留意点を整理する。

##### a) 工程管理

工程管理の手法や提出書類等について、事前に発注者又はゼネコン等に確認する。

発注者による図面発給の遅延の場合、契約の規定上は工期延長やコスト補償が認められていても、実際には認められない場合もある。図面発給の遅延がないように、早期に要請しておく。

b) 品質管理

品質管理基準は、発注者により、進出先の国の基準のほか、国際基準<sup>11)</sup>や発注者が定めた基準等、適用される基準が様々である。このため、品質管理基準や管理方法、提出書類等について、事前に発注者又はゼネコン等に確認し、管理計画を策定し実施する。

c) 安全・衛生管理

安全・衛生管理の基準や管理方法、提出書類等についても、品質管理と同様、事前に元請又は発注者、コンサルタント、関係官庁に確認するとともに、管理計画を策定し実施する。

## 6.2 会計・経理

会計・経理は、各国の制度やゼネコンとの契約内容等により、処理方法が異なる。具体的な事項については、事前に元請のゼネコンや、現地の制度に精通した会計事務所やコンサルタント等の専門家に確認する。また、取引が複数の通貨にわたり行われることもあり、多通貨取引の処理について習熟しておく必要がある。

銀行口座の開設が必要な場合、銀行取引の利便性、送金・決済業務の状況等を考慮して適切な銀行を選定する。また、送金の際には、事前に手続きや所要日数等を確認する。

## 6.3 税務

現地で勤務する社員の所得については、基本的に所轄の税務署に申告納税する義務がある。

申告納税の要件や手続き等は国によって異なるため、現地の税務当局や会計事務所等の専門家に確認し、所得申告及び納税を行う。

---

<sup>11)</sup> 国際基準として、ASTM (American Society for Testing and Materials (米国試験・材料協会))、ISO (International Organization for Standardization (国際標準化機構))、BS (British Standards (英国規格))、JIS (Japanese Industrial Standards (日本工業規格))等がある。

## 6.4 保険

海外工事に関する主な保険として、下記のような保険が挙げられる。

表 海外工事に関する主な保険（例）

分類	主な保険（例）
工事の目的物（工事用資材を含む）に関する保険	工事保険、動産総合保険、貨物海上保険
第三者に関する保険	第三者賠償責任保険
従業員、工事関係者に関する保険	労災保険、使用者賠償責任保険、海外旅行傷害保険
自動車に関する保険	自動車保険
船舶に関する保険	船舶保険
契約の代金回収に関する保険	貿易保険

進出国によっては、従業員について社会保険や健康保険の付保が義務付けられており、現地の関係当局や専門家に確認し手続きを行うことが必要である。

これらの保険制度や保険の種類、手続き、保険料の支払方法等は国によって異なるので、コンサルタントや法律事務所等に確認した上で、適切な保険に加入する。

## 6.5 リスクマネジメント

海外工事には様々なリスクが伴うが、日本のゼネコンに協力して工事の施工管理を行う場合、契約リスク、為替変動リスク、労務リスク、法令順守リスクについて留意する。なお、契約リスクについては、「 - 1 4.2 元請との契約交渉及び契約締結」において契約における留意事項として説明している。

これらのリスクマネジメントについては、現地事情に詳しいコンサルタントや法律事務所、会計事務所等に相談して対処するのが望ましい。

### (1) 為替変動リスク

海外取引では、通貨の交換（為替）が必要となり、その際に生じる為替変動リスクがある。それを回避（ヘッジ）する手段として、先物為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等が挙げられる。回避の手段や対象範囲等については、専門家の助言を受けながら検討する。

### (2) 労務リスク

労務トラブルの発生を防ぐためには、基本的に良好な労使関係を維持するように努める。

現地スタッフに対して権力や地位を利用した執拗で無理な要求をすることや、女性に対して性的嫌がらせと受け取られるような言動をする等のハラスメントは、避ける。また、宗教により祭日や風習、食事の制約が異なることから、それらを考慮した出勤体制を組む等の配慮が必要である。

例えば、現地法人の日本人幹部が労務管理に日本的慣行を持ち込み、厳格に管理

しようとしたことから、現地スタッフの反発を招いてしまい、事態の收拾に苦労した等の事例がある。

### (3) 法令順守リスク

日本では法令や規則に関するガイドライン等の情報が豊富にあるが、進出先によっては、そのような情報が少なく、また現地の言葉で記載されていて理解しにくい等のため、法令順守の対応が難しい場合もある。

例えば、現地に駐在する社員の個人所得税は全世界所得（現地での所得と日本を含めた現地以外での所得の合計）が対象となっている場合、日本国内支給の給与を除いて所得申告すると、脱税行為として罰則が課される。

このような失敗を防ぐため、現地の事情に詳しい法律事務所やコンサルタント等を活用して対応する。

## 6.6 社員等のケア

初めて海外に派遣された社員にとって言葉が異なるため仕事や日常生活で十分なコミュニケーションができない、買い物ができない、食事が合わない、エンターテインメントが少ない等、戸惑うことが多い。また、企業側も不慣れなため十分なサポートができない場合もみられる。

このような状況を避けるため、他社事例や専門家のアドバイスを参考に、社員との定期的な連絡や一時帰国等、適切な対応策を講じる。

## 6.7 日常の安全対策

海外では日本と異なり、街中であっても思いもよらない事件や事故、災害に巻き込まれる危険性がある。このため、外務省の国別の安全対策に関する情報<sup>12)</sup>等を参考に、現地事情に応じた適切な安全対策を講じる。

例えば、日常の基本的な安全対策として、次のことが考えられる。

自社の事務所や工事現場、住居、またそれらへの移動中の安全確保のため、現地の状況に応じて十分な対応策を考えておく。

地震や水害等の自然災害への対策を講じておく。例えば、室内の家具の固定や非常用の持出し袋の用意、避難場所の確認等を行う。

政治的紛争に巻き込まれないように注意する。例えば、政治的な議論に加わらない、政治的集会に参加しないように注意する等。

---

<sup>12)</sup> 外務省「海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

## 7. 撤収

担当の施工管理業務が完了した時点で、ゼネコンに対し業務完了の報告を行う。  
また、下記の諸手続きを行う。

- ・ 外国人登録の抹消手続き
- ・ 労働許可の抹消手続き
- ・ 出国許可の申請・取得
- ・ 未納税金の納付
- ・ 個人所得税の納税証明書の取得
- ・ 現地銀行口座の預金残高確認、解約、日本円への換金
- ・ 各種保険の解約
- ・ 住居、使用人、電気・水道・ガス・電話等に関する契約解除

なお、国によって手続きが異なるため、事前に関係当局に確認する。